

韓国の粒子状物質対策

—特別法の制定を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人

目次

はじめに

- I 粒子状物質規制に係る法整備
 - 1 環境基準の設定（環境政策基本法）
 - 2 予報・警報制度（大気環境保全法）
 - 3 首都圏における対策（首都圏大気環境改善に関する特別法）
- II 粒子状物質の低減及び管理に関する特別法制定の背景と経緯
 - 1 政府の対策と課題
 - 2 国会の動きと文在寅政権の粒子状物質対策
- III 粒子状物質の低減及び管理に関する特別法の概要
 - 1 粒子状物質の定義
 - 2 実施体制
 - 3 規制措置等
- IV その他の関連規定の整備
 - 1 PM2.5 の環境基準の強化と警報発令基準の強化
 - 2 総量管理制の強化
 - 3 窒素酸化物排出賦課金の新設

おわりに

翻訳：粒子状物質の低減及び管理に関する特別法

キーワード：粒子状物質、微小粒子状物質、PM10、PM2.5、微細粉じん、超微細粉じん、環境政策基本法、大気環境保全法、首都圏大気環境改善に関する特別法、粒子状物質の低減及び管理に関する特別法

要 旨

韓国では2011年にPM2.5の環境基準が新設されたほか、2014年から2015年にかけて粒子状物質の予報・警報制度が導入されるなど、粒子状物質対策の強化が進められてきた。さらに、今後一層の対策強化を図ることを目的として、2018年8月14日、「粒子状物質の低減及び管理に関する特別法」が制定された（2019年2月15日施行）。

同法の制定により、粒子状物質の濃度が急激に上昇した場合に、自動車の運行制限、事業場の操業時間短縮等の法的拘束力を伴う措置を講じることができるようになったほか、粒子状物質の影響を受けやすい子供、老人等が利用する施設が集中する地域を、粒子状物質集中管理区域に指定し、優先的な支援を行うことも可能となった。

本稿では、韓国の粒子状物質規制に係る法整備の状況を整理するとともに、今回新たに制定された特別法の概要を紹介し、同法の全文を訳出する。

はじめに

大気中には、大気汚染の原因となる様々な粒子が浮遊しており、これらは総じて粒子状物質（Particulate Matter: PM）と呼ばれている。

韓国における粒子状物質への関心は、2013年頃から急速に高まったといわれている⁽¹⁾。同年10月に世界保健機関（World Health Organization: WHO）の一機関である国際がん研究機関（International Agency for Research on Cancer: IARC）が、粒子状物質が、ヒトに対して発がん性を有する物質（グループ1）に分類されたと公表したこと⁽²⁾や、後述する粒子状物質の予報制度が開始されたことが、その要因として考えられている⁽³⁾。

粒子状物質の危険性への認識が高まったことにより、これまで韓国に頻繁に飛来していた黄砂も、単なる土ぼこりではなく、発がん性物質として再認識され、国民の不安感を増大させる結果をもたらした⁽⁴⁾。

韓国の粒子状物質規制に係る法整備は1980年代から始められていたが、粒子状物質への関心の高まりを背景として、2018年8月、粒子状物質対策の一層の強化を目的とした「粒子状物

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年1月24日である。

(1) 현준원 『미세먼지오염 저감을 위한 대기관리법제 개선방안 연구』 한국법제연구원, 2015.10.31, p.17. <<http://www.klri.re.kr/kor/publication/1545/view.do>>

(2) 「IARC：大気汚染 がんによる死亡の主要な環境要因」2013.10.17. IARC website <http://www.iarc.fr/en/media-centre/pr/2013/pdfs/pr221_J.pdf>

(3) 장임석 『미세먼지 감축 위한 국내외 대응책 논의 필요』 『국회보』2018.3.2. <<https://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=123&oid=358&aid=0000006483>>

(4) 「국민 안전과 건강 보호를 위한 미세먼지 관리 특별대책」2016.6, p.1. KDI 경제정보센터ウェブサイト <https://eiec.kdi.re.kr/skin_2016/common/epicdownload.jsp?num=154927&filenum=2> なお、粒子状物質の排出源は、自然起源（土壌、海洋、火山等）と、人為起源（火力発電所、工場・事業所、自動車等の輸送機関、家庭での喫煙・調理等）に大別される。粒子状物質は、これら排出源から直接排出される一次生成粒子（一次粒子）と、排出源から排出された硫黄酸化物（SOx）、窒素酸化物（NOx）、揮発性有機化合物（VOC）等のガス状物質が環境大気中で化学反応を起こして生成される二次生成粒子（二次粒子）から構成される。大原利眞「第3章 発生源と越境汚染状況」編集企画委員会編著『知っておきたいPM2.5の基礎知識』日本環境衛生センター、2013, pp.26-27; 「微小粒子状物質（PM2.5）に関するよくある質問（Q&A）」環境省ウェブサイト <<http://www.env.go.jp/air/osen/pm/info/attach/faq.pdf>>

質の低減及び管理に関する特別法」⁽⁵⁾が制定された。

本稿では、韓国の粒子状物質規制に係る法整備の状況を整理するとともに、今回新たに制定された粒子状物質の低減及び管理に関する特別法の概要を紹介し、同法の全文を訳出する。

I 粒子状物質規制に係る法整備

粒子状物質は、粒子の大きさによって様々な名称で呼ばれており、粒径が10 μm （マイクロメートル）⁽⁶⁾以下の粒子はPM10、粒径が2.5 μm 以下の粒子はPM2.5と呼ばれている。また、粒径がPM10よりも大きい粒子を含め、大気中に浮遊する粒子全体を指す場合には、総（全）浮遊粒子状物質（Total Suspended Particles: TSP）と呼ばれている。

韓国の環境法制では、TSPは「粉じん」⁽⁷⁾（먼지（モンジ））、PM10（PM2.5を含む）は「微細粉じん」（미세먼지（ミセモンジ））とも呼ばれ、両者は区別される。また、PM2.5のみを指す場合は、「超微細粉じん」（초미세먼지（チョミセモンジ））とも呼ばれる。

前述のとおり、韓国の粒子状物質規制に係る法整備は、1980年代から始まった。その規定内容は、①環境基準の設定（環境政策基本法⁽⁸⁾）、②予報・警報制度（大気環境保全法⁽⁹⁾）、③首都圏における対策（首都圏大気環境改善に関する特別法⁽¹⁰⁾）の3つから成る⁽¹¹⁾。

1 環境基準の設定（環境政策基本法）

環境基準とは、「国民の健康を保護し、快適な環境を醸成するため、国が達成し維持することが望ましい環境上の条件又は質的な水準」（環境政策基本法第3条第8号）と定義され、国は、「生態系又は人間の健康に及ぼす影響を考慮して環境基準を設定しなければならない」と規定されている（同法第12条第1項）。

韓国で初めて粒子状物質の環境基準が設定されたのは、1983年である。同年8月に環境保全法施行規則⁽¹²⁾が改正され、TSPの環境基準が設定された（同年9月施行）。

その後、環境保全法が廃止され、新たに環境政策基本法（1990年8月公布、1991年2月施行）が制定されたことに伴い、TSPの環境基準は環境政策基本法に引き継がれた。1991年2月に同法施行令⁽¹³⁾が公布・施行され、その中でTSPの環境基準が設定された⁽¹⁴⁾。

(5) 「미세먼지 저감 및 관리에 관한 특별법 (법률 제 15718 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=204195&ancYd=20180814&ancNo=15718&efYd=20190215&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(6) 1 μm （マイクロメートル）は、100万分の1メートル（千分の1ミリメートル）である。

(7) 粉じんは、大気環境保全法において「大気中に浮遊し、又は飛散して降下する粒子状物質」（同法第2条第6号）と定義されている。なお、TSPは「浮遊粉じん」（부유분진）、「総粉じん」（총먼지）等の名称で呼ばれることもある。

(8) 「환경정책기본법 (법률 제 16267 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=206703&ancYd=20190115&ancNo=16267&efYd=20190716&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(9) 「대기환경보전법 (법률 제 16266 호)」同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=206702&ancYd=20190115&ancNo=16266&efYd=20190716&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(10) 「수도권 대기환경개선에 관한 특별법 (법률 제 15274 호)」同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=199873&ancYd=20171219&ancNo=15274&efYd=20181220&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(11) 현 前掲注(1), pp.100-107.

(12) 「환경보전법 시행규칙 (보건사회부령 제 733 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://www.law.go.kr/LSW//lsInfoP.do?lsiSeq=48950&ancYd=19830801&ancNo=00733&efYd=19830901&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#AJAX>>

(13) 「환경정책기본법 시행령 (대통령령 제 28919 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=203598&ancYd=20180528&ancNo=28919&efYd=20180528&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

1993年12月の同法施行令の改正によりPM10の環境基準が新設され、年平均値80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に設定された(1995年1月施行)。PM10の環境基準は、2000年及び2007年の同法施行令の改正により更に強化され、現在では年平均値50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっている⁽¹⁵⁾。

粒子状物質の中でも特に健康への影響が懸念されるのはPM2.5であるが⁽¹⁶⁾、PM2.5の環境基準が新設されたのは2010年代に入ってからであり、2011年3月の同法施行令の改正により、年平均値25 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に設定された(2015年1月1日施行)⁽¹⁷⁾。PM10と同じく、PM2.5の環境基準も後に強化された(後述)。

2 予報・警報制度(大気環境保全法)

(1) 粒子状物質予報制度

粒子状物質予報制度とは、粒子状物質の濃度を予測し、放送、インターネット等を通じて予報することにより、粒子状物質による被害に備えたり、高濃度の粒子状物質が発生することを予防する制度であり⁽¹⁸⁾、大気環境保全法(1990年8月公布、1991年2月施行)の規定に基づいて実施されている。

予報制度は当初、ソウル特別市をはじめとする8つの広域自治体(日本の都道府県又は政令指定都市に相当)が、各地方公共団体の条例に基づき個別に実施していたが⁽¹⁹⁾、2013年7月の大気環境保全法の改正⁽²⁰⁾及び2014年2月の同法施行令の改正⁽²¹⁾により、環境部(部は日本の省に相当)長官(以下「長官」)が指定した機関(国立環境科学院)が、全国的に予報を実施する体制に拡大・再編された。

現在、予報制度は、国立環境科学院大気質統合予報センターが全国規模で実施しており、PM10については、2013年8月からの試験予報を経て2014年2月6日から、PM2.5については、2014年5月からの試験予報を経て2015年1月1日から、それぞれ本予報が開始された(表1参照)。毎日の予報結果は、韓国環境公団(環境部所管法人)が運営する大気環境情報サイト「エア코리아」⁽²²⁾において公開されている。

(2) 粒子状物質警報制度

粒子状物質警報制度とは、高濃度の粒子状物質の発生時に、国民に警戒を呼びかけ、汚染レ

(14) 현 前掲注(1), pp.97-99. 粒子状物質を含む個々の環境汚染物質の環境基準は、同法施行令別表1において規定されている。

(15) 同上

(16) 粒径が小さいほど健康への影響が大きいといわれており、特にPM2.5は、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響が懸念されている。「微小粒子状物質(PM2.5)に関するよくある質問(Q&A)」前掲注(4)

(17) 「환경정책기본법 시행령」국민참여입법센터ウェブサイト <<http://opinion.lawmaking.go.kr/gcom/govLm/2000000010002>>

(18) 국립환경과학원『대기환경연보(2013)』국립환경과학원, 2014, p.97. <<http://webbook.me.go.kr/DLi-File/NIER/09/019/5584427.pdf>>

(19) 同上

(20) 「[1905616] 대기환경보전법 일부개정법률안(대안)(환경노동위원장)」의안정보시스템ウェブサイト <http://li.kms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_G1E3Q0K4X2B3D1R615H1O0L5G1K7X3>

(21) 「대기환경보전법 하위법령 개정령 공포」환경부ウェブサイト <<http://www.me.go.kr/home/file/readDownloadFile.do?fileId=96866&fileSeq=1>>

(22) 「Air korea」 <<https://www.airkorea.or.kr/index>>

ベル別に措置を講じ、被害を低減させる制度である⁽²³⁾。警報の発令及び解除は、広域自治体の長が行う（大気環境保全法第8条第1項）。

大気環境保全法の規定により、オゾンに係る警報制度は以前から実施されていたが、2014年2月の同法施行令の改正により、オゾンに加えてPM10及びPM2.5も警報制度の対象に追加され（同法施行令第2条第2項）、2015年1月1日からこれらに対する警報制度が開始された⁽²⁴⁾。

警報制度による汚染レベル別の措置は、①注意報（住民の室外活動及び自動車使用の自粛要請等）、②警報（住民の室外活動制限要請、自動車使用の制限に係る勧告及び事業者の燃料使用量削減に係る勧告等）、③重大警報（住民の室外活動禁止要請、自動車の通行禁止、事業者への操業時間短縮命令等）の3段階に分かれている（同法施行令第2条第4項）。法的拘束力を伴う③を発令できるのはオゾンの場合のみであり、PM10及びPM2.5については①及び②のみ発令が可能である（同法施行令第2条第3項）。

表1 大気環境保全法の規定による粒子状物質の予報・警報制度の概要

	予報制度（全国）		警報制度（広域自治体ごと）	
	PM10	PM2.5	PM10	PM2.5
開始時期	2014年2月6日	2015年1月1日	2015年1月1日	
根拠法令	大気環境保全法第7条の2 大気環境保全法施行令第1条の3 大気汚染の予測・発表の対象地域、基準、内容等に関する告示		大気環境保全法第8条 大気環境保全法施行令第2条 大気環境保全法施行規則第14条及び別表7	
実施者	国立環境科学院		広域自治体の長	
段階	4段階（良好、普通、不良、かなり不良）		2段階（注意報、警報）	
備考	2013年8月から試験予報開始	2014年5月から試験予報開始	法的拘束力を伴う措置が可能な重大警報の発令は不可	

（出典）大気環境保全法及びその下位法令の条文等を基に筆者作成。

3 首都圏における対策（首都圏大気環境改善に関する特別法）

大気汚染対策に係る一般法である大気環境保全法とは別に、大気汚染の深刻な首都圏（ソウル特別市、仁川（インチョン）広域市及び京畿（キョンギ）道）の大気汚染対策に係る特別法として、首都圏大気環境改善に関する特別法が制定された（2003年12月公布、2005年1月施行）。同法にも、PM10及びPM2.5に関連する規定が置かれている。

前述の予報制度に加えて、同法では、長官がPM10及びPM2.5の汚染度（濃度）を測定し、その結果を公開しなければならないことが規定されており⁽²⁵⁾、大統領令で定める基準（200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）以上のときは、関係行政機関の長に必要な措置を講じるよう要請することができる（同法第7条の2及び同法施行令第3条の2）。

また、長官が、PM10及びPM2.5を含む7つの大気汚染物質を削減するための「首都圏大気環境管理基本計画」を、10年ごとに策定することも規定されている（同法第8条）。

さらに、同法の規定により、首都圏では2008年1月から、PM10及びPM2.5発生の要因となる窒素酸化物及び硫黄酸化物について、総量管理制が実施されている。総量管理制とは、対象となる大気汚染物質に対する地域別の排出許容量を設定し、その範囲内で各事業場が排出でき

(23) 국립환경과학원 前掲注(18), p.100.

(24) 「대기환경보전법 하위법령 개정령 공포」前掲注(21)

(25) 前述の「エア코리아」において、PM10及びPM2.5の濃度がリアルタイムで公開されている。

る大気汚染物質の量を割り当てるものであり、割当量を売買できるなど、温室効果ガスの排出権取引と類似した制度である⁽²⁶⁾。

対象事業場は、窒素酸化物を年間4トン超排出する事業場、及び硫黄酸化物を年間4トン超排出する事業場であり、個々の事業場への排出量の割当は、長官が、上述の基本計画において設定された割当基準に基づいて行うことになっている（同法第16条第1項）。

II 粒子状物質の低減及び管理に関する特別法制定の背景と経緯

1 政府の対策と課題

前述のとおり、粒子状物質に対する国民の関心は、2013年頃から急速に高まったといわれている。国民の関心の高まりを受けて政府は2013年12月、粒子状物質の予報・警報制度の本格実施等を盛り込んだ「粒子状物質総合対策」⁽²⁷⁾を策定したのに続き、2016年6月には、特に健康への影響が懸念されるPM2.5対策に焦点を当てた「粒子状物質管理特別対策」⁽²⁸⁾（以下「2016年対策」という。）を策定し、対策を講じてきた。

近年の韓国における粒子状物質の汚染状況は、PM10については2012年までは改善傾向を見せていたが、国民の関心が高まった2013年以降は、むしろ悪化又は停滞状況が続いていると評価されている⁽²⁹⁾（表2参照）。

表2 韓国におけるPM10及びPM2.5の年平均値の推移（PM2.5は2015年以降）（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

年	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16
PM10	55	51	53	58	61	56	58	57	59	58	54	53	51	50	45	49	49	48	47
PM2.5																		26	26

（出典）국립환경과학원 『대기환경연보 (2016)』 국립환경과학원, 2017, p.18. <<http://library.me.go.kr/viewer/MediaViewer.ax?cid=5640394&rid=28&moi=348598>> を基に筆者作成。

政府の対策が成果を挙げられない要因として、これらの対策が一様に法的拘束力のない行政指導レベル、情報提供レベルの消極的、防御的な対策にとどまり、室外活動の自粛を促す以外に特段の効果を期待できないという限界を有していた点が挙げられている⁽³⁰⁾。

例えば、粒子状物質の予報制度及び警報制度が導入されたものの、粒子状物質については自動車の運行制限、事業場の作業時間短縮等の具体的な低減措置を講じるための重大警報が発令できない等の問題を抱えていた⁽³¹⁾。

2 国会の動きと文在寅政権の粒子状物質対策

従来の政府による粒子状物質対策では実効性が期待できないとして、2017年3月に「粒子状

(26) 현 前掲注(1), p.107.

(27) 「미세먼지 종합대책」2013.12, pp.1-36. 환경부ウェブサイト <<http://www.me.go.kr/home/file/readDownloadFile.do?fileId=95249&fileSeq=2>>

(28) 「국민 안전과 건강 보호를 위한 미세먼지 관리 특별대책」前掲注(4), pp.1-32.

(29) 이수형 「9.26 미세먼지 관리 종합대책 발표 후 보건 분야의 연구 및 적응 대책 방향」『보건복지 Issue&Focus』346호, 2018.2, p.2. <<https://www.kihasa.re.kr/common/filedown.do?seq=39483>>

(30) 이준서 「미세먼지 규제를 위한 입법적 제안」『환경법연구』39권 2호, 2017.8, pp.57-58. <<http://www.ela.or.kr/inc/down.asp?file=03%20%CC%1%D8%BC%AD.pdf&tbl=haksul>>

(31) 同上, p.64.

物質対策特別法案」⁽³²⁾が、同年6月に「粒子状物質の低減及び管理に関する特別法案」⁽³³⁾が、それぞれ議員立法により相次いで国会に提出された。両特別法案とも、粒子状物質対策の一層の強化のための法的根拠の整備を目的としており、特に後者は高濃度の粒子状物質が発生した際の自動車の運行制限、事業場の操業時間短縮等の法的拘束力を有する措置を実施する規定が含まれていた。

さらに、国会では2017年11月9日、「粒子状物質対策特別委員会」の設置案が本会議で可決され⁽³⁴⁾、所管委員会（環境労働委員会）における両特別法案の審査と並行して、同特別委員会においても粒子状物質対策について議論が重ねられた。

他方、政府においても粒子状物質対策の一層の強化に向けた取組が進められた。2017年5月10日に発足した文在寅（ムン・ジェイン）政権は、同年7月19日に公表した「文在寅政府国政運営5か年計画」において、粒子状物質の発生量を、任期（～2022年5月）中に30%削減し、PM2.5の汚染レベルを他の先進国並み（18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）にすることを主要課題の1つに掲げるとともに⁽³⁵⁾、同年9月26日、そのロードマップとなる「粒子状物質管理総合対策」⁽³⁶⁾（以下「2017年対策」という。）を公表した。

その中で政府は、前回の2016年対策よりも更に強力な粒子状物質対策を講じる方針（表3参照）を示すとともに、2017年対策に向けた法整備の一環として、国会に提出されていた前述の2つの特別法案の成立を推進することを明らかにした⁽³⁷⁾。

特別法案の審査では、一部の委員から、大気環境保全法等の既存の法律の改正により立法目的は達成できるとして、特別法の制定意義を問う質疑もあったが、特別法案を提出した議員及び環境部からの出席者が、国民の関心の高い粒子状物質対策に対する国会及び政府の強い意志を表明できる等の意義を述べるなど⁽³⁸⁾、全体として特別法制定の方向で議論が進められた。

他方、粒子状物質対策特別委員会における議論では、一部の委員から、粒子状物質の発生は中国などの国外要因の方が大きいにもかかわらず、国内対策の方が容易であるという理由で国内対策を性急に進めることに国民の同意が得られるのかとの疑問が呈されたが、答弁を行った金恩京（キム・ウンギョン）長官（当時）は、国外要因が大きいとしても、国内要因がないわけではないため、まずは国内対策を進めざるを得ないとの認識を示した⁽³⁹⁾。同特別委員会では最終的に、国内と国外の両方の要因について共に対策を進めるよう政府に働きかける方向で議論がまとめられ、2018年5月28日、「粒子状物質問題解決のための政府対策を求める決議案」

(32) 「[2006193] 미세먼지 대책 특별법안 (신창현의원 등 25인)」의안정보시스템 웹사이트 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_E1O7L0J3L1W6O1I1N1X2P1M6A5O9T9>

(33) 「[2007544] 미세먼지의 저감 및 관리에 관한 특별법안 (강병원의원 등 50인)」同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_W1Q7G0A6N2D3V1J3Q3D4E5S1V6P6Z1>

(34) 「[2010097] 미세먼지 대책 특별위원회 구성결의안 (국회운영위원장)」同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_X1R7L1D1M0O9C1Z1R4E5S3S5M5Q0R1>

(35) 국정기획자문위원회「문재인정부 국정운영 5개년 계획」2017.7, p.92. 대한민국 정책브리핑 웹사이트 <<http://www.korea.kr/common/download.do?fileId=145049689>>

(36) 「“국민들의 미세먼지 걱정을 덜어드리겠습니다!” 미세먼지 관리 종합대책」2017.9.26, pp.1-37. 환경부 웹사이트 <<http://www.me.go.kr/home/file/readDownloadFile.do?fileId=149665&fileSeq=2>>

(37) 同上, p.31.

(38) 「제 358 회국회 (임시회) 환경노동위원회회의록 (환경소위원회)」제 2 호, 2018.3.27, pp.7-10. 국회회의록 웹사이트 <http://likms.assembly.go.kr/record/new/getFileDown.jsp?CONFER_NUM=048107>

(39) 「제 355 회국회 (임시회·폐회중) 미세먼지특별위원회회의록」제 2 호, 2018.1.17, p.35. 同上 <http://likms.assembly.go.kr/record/new/getFileDown.jsp?CONFER_NUM=047923>

が採択された⁽⁴⁰⁾。

2018年7月26日、2つの特別法案の内容を一本化した「粒子状物質の低減及び管理に関する特別法案」⁽⁴¹⁾が、所管委員会の委員会提出法案として改めて国会に提出され、同日、国会本会議で可決された。同特別法は、同年8月14日に公布され、一部条項を除き2019年2月15日に施行された。

表3 2016年対策と2017年対策の比較

区分		2016年対策	2017年対策
低減目標		・2021年に国内排出14%減	・2022年に国内排出30%減
発電	石炭火力発電所	・新規石炭火力発電所設置原則禁止 ・建設予定の石炭火力発電所の排出基準強化	・工事進捗率の低い石炭火力発電所(9基)の建設を再検討し、4基をLNG火力発電所へ転換【強】(注1) ・老朽発電所の春期(3月~6月)稼働中断及び任期内早期廃止【新】(注2)
	再生エネルギー比率	・2025年に11%へ拡大	・2030年に20%へ拡大【強】
産業	粒子状物質管理	—	・粉じん総量管理制の実施【新】
	大気排出賦課金	・NOx大気排出賦課金の新設検討	・NOx大気排出賦課金の新設【強】
	総量管理	・首都圏	・首都圏以外の地域への拡大【強】
輸送	エコカー	・電気自動車等の普及	・エコカーの普及拡大【強】 ・エコカー協力金制(注3)【新】
	船舶・建設機械・二輪車	・建設機械からの排出低減	・船舶・港湾の管理強化【新】 ・建設機械の低公害化の拡大【強】 ・二輪車の管理強化及び電動二輪車の普及【新】
	老朽ディーゼル車	・首都圏運行制限	・運行制限地域拡大【強】
子供、老人等への対策	環境基準	—	・粒子状物質の環境基準の引上げ【新】 ・子供、老人等に係る室内の粒子状物質基準の新設【新】
	インフラ拡充	・粒子状物質測定網拡大	・教育施設近隣の測定網の拡充【強】 ・室内体育施設の設置【新】
	教育・環境サービス	・マニュアル整備及び教育・広報	・子供通学車両のエコカー転換【新】 ・訪問ケアサービス【新】 ・粒子状物質清浄管理区域指定制度の導入【新】
国際協力	議題の格上げ	・日中韓三か国環境大臣会合	・韓・中首脳会談【強】
	協約締結	—	・粒子状物質低減国際協約締結の積極的な検討【新】

(注1)【強】はこれまでの対策よりも強化されたことを表す。出典資料に掲載されていたものを引用した。

(注2)【新】は新規の対策であることを表す。出典資料に掲載されていたものを引用した。

(注3)環境に負荷を与える自動車の購入者から協力金を徴収し、エコカー購入者の支援に充てる制度。2017年対策では、2019年までに制度設計を行うとしている。

(出典)「“국민들의 미세먼지 걱정을 덜어드리겠습니다!” 미세먼지 관리 종합대책」2017.9.26, p.36. 환경부ウェブサイト <<http://www.me.go.kr/home/file/readDownloadFile.do?fileId=149665&fileSeq=2>> を基に筆者作成。

Ⅲ 粒子状物質の低減及び管理に関する特別法の概要

粒子状物質の低減及び管理に関する特別法(以下「粒子状物質特別法」という。)は、本則31か条及び附則から成る。概要は以下のとおりである(表4参照)。

(40)「제 360 회국회 (임시회) 미세먼지특별위원회회의록」제 5 호, 2018.5.28, pp.1-3. 同上 <http://likms.assembly.go.kr/record/new/getFileDown.jsp?CONFER_NUM=048167>

(41)「[2014548] 미세먼지 저감 및 관리에 관한 특별법안 (대안) (환경노동위원장) 의안정보시스템ウェブサイト <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Y1J8E0L5U2L4J1W8M1U6O5Z8X7N3Q3>

1 粒子状物質の定義

粒子の直径が10 μm 以下の粒子状物質がPM10、2.5 μm 以下の粒子状物質がPM2.5と定義されるとともに、粒子状物質特別法における粒子状物質の範囲が、PM10及びPM2.5に限定されることが明示された。また、粒子状物質の生成の原因となる窒素酸化物、硫黄酸化物、揮発性有機化合物等のガス状物質は、「粒子状物質生成物質」と定義された（第2条）。

上述のPM10及びPM2.5の定義は、これまでも、環境政策基本法施行令別表1には記載されていたが、法律レベルで定義されるのは、今回が初めてである。

なお、粒子状物質と粒子状物質生成物質の総称は「粒子状物質等」と規定されている（第3条第2項）。

2 実施体制

(1) 総合計画の策定

政府は、粒子状物質の濃度改善の目標及び基本的方向性、粒子状物質の排出低減目標及びその達成のための分野別・段階別の対策等を盛り込んだ粒子状物質管理総合計画（以下「総合計画」という。）を、5年ごとに作成しなければならない（第7条）。

また、広域自治体の長（ソウル特別市長、京畿道知事等）は、総合計画を実施するための実施計画を策定し、毎年、その推進実績を長官に報告しなければならない（第8条）。推進実績の報告を受けた長官は、それらを取りまとめた推進実績報告書を作成し、国会に提出しなければならない（第9条）。

(2) 委員会の設置

粒子状物質の低減及び管理を効率的に推進するため、国務総理⁽⁴²⁾の下に粒子状物質特別対策委員会が設置される。同委員会では、総合計画の策定及び変更、実施計画の推進実績の点検及び評価、粒子状物質等の排出の低減及び管理、粒子状物質の低減及び管理のための国際協力等が審議される（第10条）。

同委員会は、委員長を含む40人以内の委員で構成され、委員長は、国務総理と、委員を委嘱された有識者の中から大統領が指名する者の2人とする（第11条）。

また、粒子状物質の低減及び管理の円滑な推進並びに委員会の事務及び運営を効率的に支援するため、国務総理の下に粒子状物質改善企画団が設置される（第12条）。なお、同委員会及び同企画団は、この法律の施行日から5年間存続するが（附則第2条）、存続期間の延長も可能である（附則第4条）。

(3) 国際協力

政府は、粒子状物質等の低減及び管理のため、①調査研究及びその普及、②技術、人材及び情報の国際交流、③監視体制の構築、④被害防止のための財源の確保、⑤被害防止のための教育及び広報活動、⑥国際会議、学術会議等の開催及び参加、⑦その他国際協力のために必要な事項について、関係国と協力して推進するよう努力しなければならない（第14条）。

(42) 国会の同意を得て大統領が任命する官職。大統領を補佐し、行政に関して大統領の命を受けて行政各部を統轄する（大韓民国憲法第86条）。

3 規制措置等

(1) 非常低減措置

PM2.5の予測濃度が環境部令で定める基準⁽⁴³⁾に該当するときは、広域自治体の長が、自動車の運行制限、大気汚染物質排出施設の稼働時間の変更、建設工事現場の工事時間の変更等の非常低減措置を実施することができ、当該要求を受けた者は、正当な事由がない限り、これに従わなければならない(第18条)。自動車の運行制限措置に違反した者は10万ウォン⁽⁴⁴⁾以下の過料に処されるほか、稼働時間の変更、工事時間の変更等の措置に違反した者は200万ウォン以下の過料に処される(第31条)。

2つ以上の広域自治体に対する広域的な非常低減措置が必要なときは、長官が当該広域自治体の長に非常低減措置の実施を要請することができ、要請を受けた広域自治体の長は、正当な事由がない限り、これに従わなければならない(第18条)。

高濃度の粒子状物質が発生した場合の非常低減措置については、2016年対策及び2017年対策のいずれにも盛り込まれていたが、粒子状物質特別法により法的根拠が整備された。

(2) 稼働率調整等

上述の非常低減措置とは別に、季節的要因等により粒子状物質の排出の低減及び管理を効率的に遂行するために必要なときは、長官が施設運営者等に対し、大気汚染物質排出施設の稼働率調整等を要請することができる。要請を受けた施設運営者等は、正当な事由がない限り、長官の要請に従わなければならない(第21条)。

(3) 集中管理区域

2017年対策に盛り込まれていた「粒子状物質清浄管理区域」に係る法的根拠が整備された。

地方公共団体の長は、粒子状物質汚染が深刻な地域のうち、粒子状物質の影響を受けやすい脆弱層(子供、老人等)が利用する施設が集中する地域を、「粒子状物質集中管理区域」に指定することができ、当該指定地域において、通学車両のエコカーへの転換、学校等への空気浄化施設の設置、公園の造成等を優先的に支援することができる(第22条)。

さらに、政府は、子供、老人等の健康を保護するため、粒子状物質の濃度が一定以上の場合における野外団体活動の制限等の保護対策を策定しなければならない。ただし、当該保護対策が総合計画に反映されたときは、保護対策が策定されたものとみなす(第23条)。

(4) 簡易測定器の性能認証制度

長官は、粒子状物質の簡易測定器の性能認証制度を実施しなければならず、性能認証を受けていない簡易測定器を製造及び輸入してはならない(第24条)。また、性能認証を受けていない簡易測定器を製造及び輸入した者は、200万ウォン以下の過料に処する(第31条)。

(43) 環境部が2018年9月13日に公表した「粒子状物質の低減及び管理に関する特別法施行規則制定案」によると、予測濃度の基準として、①非常低減措置発令前日のPM2.5の濃度が $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過し、かつ発令当日のPM2.5の24時間平均濃度が $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過することが予想される場合、②非常低減措置発令前日にPM2.5の注意報又は警報が発令され、かつ発令当日のPM2.5の24時間平均濃度が $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過することが予想される場合、③発令当日のPM2.5の24時間平均濃度が $75\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過することが予想される場合の3つが規定されている。「미세먼지 저감 및 관리에 관한 특별법 시행규칙 제정 (안) 입법예고」 국민참여입법센터 웹사이트 <<https://opinion.lawmaking.go.kr/gcom/ogLmPp/49310>>

(44) 1ウォンは約0.1円(平成31年2月分報告省令レート)。

表4 粒子状物質の低減及び管理に関する特別法の概要

条	見出し	主な内容
1	目的	粒子状物質の危害を予防するとともに、大気環境を適正に管理及び保全し、快適な生活環境を醸成すること
2	定義	同法における粒子状物質の範囲：PM10及びPM2.5 PM10：粒子の直径が10マイクロメートル以下 PM2.5：粒子の直径が2.5マイクロメートル以下 粒子状物質生成物質：窒素酸化物、硫黄酸化物等
3	国及び地方公共団体の責務	粒子状物質から国民の健康及び生命を保護するための施策の策定及び実施、国民への教育、広報、国際的な取組への参画等
4	事業者の責務	事業活動により発生する粒子状物質の低減及び管理のための必要な措置の実施、国等の施策への積極的な協力
5	国民の責務	日常における粒子状物質の低減及び管理、国等の施策への協力
6	他の法律との関係	粒子状物質の低減及び管理に関して他の法律に優先して適用
7	粒子状物質管理総合計画の策定等	政府による5年ごとの総合計画の策定及び実施
8	実施計画の策定等	広域自治体の長による総合計画実施のための計画の策定
9	推進実績報告書の提出	長官による実施計画の推進実績報告書の国会への報告
10	粒子状物質特別対策委員会の設置	国務総理の下に粒子状物質特別対策委員会を設置すること
11	委員会の構成	委員長を含む40人以内で構成し、委員長は国務総理、及び委嘱委員の中から大統領が指名する委員の2人
12	粒子状物質改善企画団の設置	粒子状物質の低減及び管理の円滑な推進及び委員会運営の支援のため、国務総理の下に改善企画団を設置すること
13	実態調査の実施等	長官による排出実態等を把握するための実態調査の実施
14	粒子状物質関連国際協力	関係国との国際協力（粒子状物質等の調査研究、監視体制の構築等）の推進に係る政府の努力義務
15	長距離移動粒子状物質の排出源の現況把握	長官による長距離移動粒子状物質の経路、濃度等を把握するための関連行政機関、関連事業者等に対する協力要請
16	粒子状物質関連研究開発	政府による粒子状物質に係る研究開発の実施及び支援
17	国家粒子状物質情報センターの設置及び運営	長官による粒子状物質等の排出量に係る情報の収集、分析等のための国家粒子状物質情報センターの設置及び運営
18	高濃度粒子状物質非常低減措置	広域自治体の長による非常低減措置の発令（自動車の運行制限、大気汚染物質排出施設の稼働時間の変更等）及び広域自治体の長に対する長官の非常低減措置実施要請
19	非常低減措置の解除	広域自治体の長による非常低減措置の解除
20	非常低減措置の結果の報告等	広域自治体の長による非常低減措置発令時の長官への結果報告及び長官による当該措置への総合評価の実施
21	排出施設等に対する稼働調整等	長官による大気汚染物質排出施設への稼働率調整等の要請
22	粒子状物質集中管理区域の指定等	地方公共団体の長による子供、老人等の利用施設が集中する地域の集中管理区域への指定及び当該地域に対する優先的支援
23	脆弱層の保護	子供、老人等に係る保護対策の整備
24	粒子状物質簡易測定器の性能認証等	長官による粒子状物質簡易測定器の性能認証の実施
25	性能認証の取消し等	虚偽等による性能認証及び性能認証機関の指定の取消し等
26	資料提出、検査等	長官及び広域自治体の長による資料提出要求、現場調査等
27	手数料	粒子状物質簡易測定器の性能認証時の手数料
28	聴聞	粒子状物質簡易測定器の性能認証取消し及び性能認証機関の指定取消しに際しての長官による聴聞の実施
29	権限の委任及び委託	長官の権限及び業務の委任及び委託（地方公共団体の長、国立環境科学院の長、韓国環境公団等）
30	罰則適用における公務員の擬制	刑法等の罰則適用時に委員会の委員等を公務員とみなすこと
31	過料	非常低減措置等に違反した者に対する過料
附則1	施行日	公布後、6か月経過した日から施行（注）
附則2	委員会等の存続期間	委員会及び改善企画団は施行日から5年間存続
附則3	この法律の施行のための準備行為	施行前に、委員の任命、改善企画団の設立準備等が可能
附則4	委員会等の存続期間延長に関する特例	委員会及び改善企画団の存続延長時の実績評価及び国会報告

（注）第22条、第24条、第25条、第27条、第28条及び第31条第1項第3号の規定は、公布後、1年経過した日から施行。

（出典）粒子状物質の低減及び管理に関する特別法の条文を基に筆者作成。

簡易測定器の性能認証制度に係る規定は、2つの特別法案には含まれておらず、それらとは別に議員立法により国会に提出されていた「大気環境保全法全部改正法律案」⁽⁴⁵⁾に含まれていた規定であったが、国会審議の過程で特別法案に追加された。性能の劣る簡易測定器による誤った情報の発生や流通を防ぐことを目的としている。

IV その他の関連規定の整備

粒子状物質特別法の制定以外にも、環境基準の強化、総量管理制の強化、窒素酸化物排出賦課金の新設等、2017年対策の推進に向けた様々な関連規程の整備が進められている。

1 PM2.5の環境基準の強化と警報発令基準の強化

2018年3月27日、環境政策基本法施行令が改正・施行され⁽⁴⁶⁾、PM2.5の環境基準が、これまでの年平均値25 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ から、年平均値15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に強化された。今回の同法施行令の改正により、2017年対策において掲げられた、PM2.5の環境基準を日本、アメリカ等の先進国並みに引き上げるとの目標が達成された(表5参照)。

また、PM2.5の環境基準の強化に伴い、前述の警報制度における注意報及び警報の発令基準を強化するため、2018年6月28日、大気環境保全法施行規則が改正された⁽⁴⁷⁾。改正前は、当該地域の時間当たりの平均値90 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上が2時間以上続いたときに注意報が発令され、180 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上が2時間以上続いたときに警報が発令されていたが、新しい発令基準(2018年7月1日施行)では、注意報は75 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に、警報は150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に、それぞれ引き下げられた。

なお、環境部は、長期的にはPM2.5の環境基準を、WHOの指針値(年平均値10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値25 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)の水準へ強化していくとの方針を示している⁽⁴⁸⁾。

表5 PM2.5に係る韓国と諸外国等の環境基準の比較

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

	韓国		日本 (2009年)	アメリカ (2013年)	中国 (2012年)	EU (2008年)	WHO (2006年)
	2011年(注)	2018年					
年平均値	25	15	15	12	35	20	10
日平均値	50	35	35	35	75	—	25

(注) 2015年1月1日施行。

(出典) 遠藤真弘「PM2.5による大気汚染の現状と対策」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.866, 2015.4.28, p3. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9275297_po_0866.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>; 「미세먼지(PM2.5) 환경기준 미국 일본 수준으로 강화」2018.3.20. 환경부ウェブサイト <<http://www.me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=500&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=&searchValue=&menuId=286&orgCd=&boardId=849570&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator=>> を基に筆者作成。

2 総量管理制の強化

2017年12月14日、環境部は、2017年対策に盛り込まれた粉じん(TSP)総量管理制を、2018

(45) 「[2009743] 대기환경보전법 전부개정법률안 (송옥주의원 등 29인)」의안정보시스템ウェブサイト <http://lik.ms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Q1Y7W0T9F2K8V1X9S1G7T0M9E5G1L8>

(46) 「환경정책기본법 시행령」 국민참여입법센터ウェブサイト <<https://opinion.lawmaking.go.kr/gcom/govLm/2000000215187>>

(47) 「대기환경보전법 시행규칙」同上 <<https://opinion.lawmaking.go.kr/gcom/govLm/2000000227828>>

(48) 「미세먼지(PM2.5) 환경기준 미국 일본 수준으로 강화」 환경부ウェブサイト <http://www.me.go.kr/home/file/readDownloadFile.do?sessionId=YfMqvzn4BJ8DGuN9GrFD8qsbmPTRsi1ipkACyCdMh2Qvvn1G0vyb6RXbj2dPbYXy.meweb1vhost_servlet_engine1?fileId=154334&fileSeq=1>

年1月から段階的に実施することを公表した⁽⁴⁹⁾。粉じん総量管理制は当初、首都圏大気環境改善に関する特別法の規定に基づき、前述の硫黄酸化物及び窒素酸化物の総量管理制と共に実施される予定であった。排出量の測定に係る技術上の問題から、粉じん総量管理制の実施は先送りされていたが、近年の技術向上により、粉じんについても総量管理が可能となった⁽⁵⁰⁾。排出量割当の対象となるのは、粉じんを年間0.2トン超排出する事業場である。

また、2017年対策には、これまで首都圏中心に実施されていた総量管理制を、首都圏以外にも拡大して実施するため、「首都圏等の大気管理圏域の大気質改善に関する特別法」(仮称)の制定を推進することも盛り込まれており、国会では、与党議員により提出されていた同名の法案の審査が始まっている⁽⁵¹⁾。

3 窒素酸化物排出賦課金の新設

韓国では、大気汚染物質による被害を防止又は低減するため、大気環境保全法及びその下位法令の規定により、大気汚染物質の排出量に応じて事業場に負担金を課す大気排出賦課金制を実施している。現在、粉じん、硫黄酸化物、アンモニア等の9種類が対象となっている。

これまで窒素酸化物は対象に含まれていなかったが、2017年対策に、窒素酸化物についても大気排出賦課金を新設することが盛り込まれたため、環境部は窒素酸化物を大気排出賦課金制の対象物質に追加するための法整備を進めている⁽⁵²⁾。

おわりに

2017年対策の策定以降、粒子状物質特別法の制定を始め、粒子状物質対策の強化に向けた法整備が進められ、これまでよりも強力な対策を講じることが可能となった。また、PM2.5の環境基準が強化されたことにより、粒子状物質対策全体の底上げも期待されている⁽⁵³⁾。今後も継続して2017年対策の推進に向けた様々な法整備が進められる見込みである。

他方、粒子状物質の発生には、国内要因のみならず、国外要因も存在する。政府は2017年対策において、粒子状物質の国外要因を、平時で30~50%、高濃度発生時で60~80%と推定している⁽⁵⁴⁾。国外要因の主要因と考えられているのは中国からの越境汚染である。

2017年対策では、粒子状物質対策に係る国際協力の強化が、主要課題の1つに位置付けられている⁽⁵⁵⁾。国会では、2017年対策に基づいて国内と国外の両方の要因について実効性を伴った対策に取り組むよう政府に促すため、2018年12月7日、前述の「粒子状物質問題解決のための政府対策を求める決議案」が本会議で可決された⁽⁵⁶⁾。

(49) 「수도권 먼지 총량제 단계적 시행 등 미세먼지 대책 이행」 환경부ウェブサイト <<http://www.me.go.kr/home/file/readDownloadFile.do?fileId=151553&fileSeq=1>>

(50) 同上

(51) 「[2007542] 수도권 등 대기관리권역 대기질 개선에 관한 특별법안(강병원의원 등 50인)」의안정보시스템ウェブサイト <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Y1N7T0D6S2J3Y1A3O1L3S3P5F3Z1R0>

(52) 「사업장 질소산화물에 대기배출부과금 제도 도입…연간 16만톤 삭감 기대」 환경부ウェブサイト <<http://www.me.go.kr/home/file/readDownloadFile.do?fileId=155985&fileSeq=1>>

(53) 「미세먼지 (PM2.5) 환경기준 미국 일본 수준으로 강화」前掲注(48)

(54) 「“국민들의 미세먼지 걱정을 덜어드리겠습니다!” 미세먼지 관리 종합대책」前掲注(36), p.3.

(55) 同上, pp.24-25.

(56) 「[2013808] 미세먼지문제 해결을 위한 정부대책 촉구 결의안(미세먼지 대책 특별위원장)」의안정보시스템ウェブサイト <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_H1T8R0F5V2K8E1U4N3J2U5H1B6Y6B6>

また、前述のとおり、今回制定された粒子状物質特別法においても、政府に、関係国と協力して粒子状物質対策を推進する努力義務が課せられている。国際協力については、既に日中韓等の間で連携を模索する動きも始まっており⁽⁵⁷⁾、2017年12月に開催された中韓首脳会談においても、粒子状物質対策が議題に取り上げられた⁽⁵⁸⁾。国内対策の強化とともに、関係国、特に中国との協力体制をいかに構築していくかが、今後の大きな課題となっている。

(ふじわら なつと)

(57) 遠藤真弘「PM2.5による大気汚染の現状と対策」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』866号, 2015.4.28, pp.9-10.

<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9275297_po_0866.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

(58) 「한-중 정상회담 개최 결과 관련 윤영찬 국민소통수석 브리핑」2017.12.14. 청와대ウェブサイト <<https://www1.president.go.kr/articles/1762>>

粒子状物質の低減及び管理に関する特別法

미세먼지 저감 및 관리에 관한 특별법

(制定 2018 年 8 月 14 日 法律第 15718 号 施行 2019 年 2 月 15 日)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人訳

第 1 条 (目的)

この法律⁽¹⁾は、粒子状物質⁽²⁾及び粒子状物質生成物質の排出を低減し、その発生を持続的に管理することにより、粒子状物質が国民の健康に及ぼす危害を予防する〔とともに、〕大気環境を適正に管理及び保全し、快適な生活環境を醸成することを目的とする。

第 2 条 (定義)

この法律において用いる用語の意義は、次のとおりである。

- 「粒子状物質」とは、「大気環境保全法」⁽³⁾第 2 条第 6 号の規定による粉じん⁽⁴⁾のうち、次の各目⁽⁵⁾に掲げる吸入性粉じんをいう。
 - 粒子の直径が 10 マイクロメートル⁽⁶⁾以下の粉じん (PM10：粒子状物質)
 - 粒子の直径が 2.5 マイクロメートル以下の粉じん (PM2.5：微小粒子状物質⁽⁷⁾)
- 「粒子状物質生成物質」とは、大気中において、粒子状物質に転換される次の各目に掲げる物質をいう。
 - 窒素酸化物
 - 硫黄酸化物
 - 揮発性有機化合物
 - その他環境部令で定める物質
- 「粒子状物質排出源」とは、粒子状物質及び粒子状物質生成物質を大気に排出する施設、機械、器具その他の物体であって、「大気環境保全法」第 2 条第 11 号の規定による大気汚染物質排出施設及び環境部令で定めるものをいう。

第 3 条 (国及び地方公共団体の責務)

- ① 国及び地方公共団体は、粒子状物質が国民に及ぼす影響を把握し、粒子状物質から国民の

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019 年 1 月 24 日である。また、[] 内の語句は、訳者による補記である。

(1) 「미세먼지 저감 및 관리에 관한 특별법 (법률 제 15718 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=204195&ancYd=20180814&ancNo=15718&efYd=20190215&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(2) 原文の直訳は「微細粉じん」(미세먼지)である。韓国では、微細粉じんは PM10 (PM2.5 を含む。)の呼称として用いられているため、PM10 よりも粒径の大きい粒子状物質は含まれないが、本稿では日本での一般的な用語である粒子状物質と訳出した。なお、粒子状物質の低減及び管理に関する特別法の題名及び条文において粒子状物質と訳出した箇所の原文の直訳は、全て微細粉じんである。

(3) 「대기환경보전법 (법률 제 16266 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=206702&ancYd=20190115&ancNo=16266&efYd=20190716&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(4) 大気中に浮遊し、又は飛散して降下する粒子状物質 (大気環境保全法第 2 条第 6 号)。

(5) 目とは、条文の階層構造において、号の下の階層をいう。

(6) 1 マイクロメートル (µm) は、100 万分の 1 メートル (千分の 1 ミリメートル) である。

(7) 原文の直訳は「超微細粉じん (초미세먼지)」である。韓国では、PM2.5 の呼称として超微細粉じんが用いられているが、本稿では日本での一般的な用語である微小粒子状物質と訳出した。

健康及び生命を保護するために必要な施策を策定し実施しなければならない。

- ② 国及び地方公共団体は、国民が日常生活において粒子状物質及び粒子状物質生成物質（以下「粒子状物質等」という。）の排出の低減及び管理に参画することができるよう、国民への教育、広報等を強化しなければならない。
- ③ 国及び地方公共団体は、粒子状物質等の排出の低減及び管理のため、国際的な取組に積極的に参画し、周辺国と協力しなければならない。

第4条（事業者の責務）

事業活動（当該事業活動のために所有している「大気環境保全法」第2条第13号の規定による自動車⁽⁸⁾の運行を含む。以下同じ。）を行う者は、当該事業活動により発生する粒子状物質等の排出を低減し、及び管理するために必要な措置を講じなければならない。国及び地方公共団体が実施する粒子状物質等の排出の低減及び管理に係る施策に、積極的に協力しなければならない。

第5条（国民の責務）

国民は、日常生活において発生する粒子状物質等の排出を低減し、及び管理するために努力しなければならない。国及び地方公共団体が実施する粒子状物質〔等〕の排出の低減及び管理に係る施策に協力しなければならない。

第6条（他の法律との関係）

この法律は、粒子状物質の低減及び管理に関して他の法律に優先して適用され、この法律において定めのない事項は、「大気環境保全法」〔及び〕「首都圏大気環境改善に関する特別法」⁽⁹⁾において定めるところによる。

第7条（粒子状物質管理総合計画の策定等）

- ① 政府は、「大気環境保全法」第11条の規定による大気環境改善総合計画に鑑み、5年ごとに粒子状物質の低減及び管理のための総合計画（以下「総合計画」という。）を策定し実施しなければならない。
- ② 総合計画には、次の各号に掲げる事項を含めなければならない。
 1. 粒子状物質の濃度改善の目標及び基本的方向性
 2. 粒子状物質の濃度の現況及び展望
 3. 粒子状物質等の排出量の現況及び展望
 4. 粒子状物質等の排出低減目標並びにこれを達成するための分野別及び段階別の対策
 5. 粒子状物質が国民の健康に及ぼす影響に関する調査研究
 6. 粒子状物質の脆弱層⁽¹⁰⁾の保護に関する事項
 7. 総合計画の実施に必要な財源の規模及び財源調達計画に関する事項
 8. その他粒子状物質等の排出の低減及び管理のために必要と認め、大統領令で定める事項
- ③ 政府は、総合計画を策定するときは、あらかじめ特別市長、広域市長、特別自治市長、道

(8) 自動車管理法第2条第1号の規定による自動車のうち環境部令で定めるもの及び建設機械管理法第2条第1項第1号の規定による建設機械のうち走行特性が自動車と類似する建設機械であつて環境部令で定めるもの。

(9) 「수도권 대기환경개선에 관한 특별법 (법률 제 15274 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=199873&ancYd=20171219&ancNo=15274&efYd=20181220&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(10) 粒子状物質の影響を受けやすい子供、老人等を指す。第23条第1項参照。

知事又は特別自治道知事⁽¹¹⁾（以下「市・道知事」という。）の意見を聴取した後、第10条の規定による粒子状物質特別対策委員会の審議を経て確定する。総合計画を変更（大統領令で定める軽微な事項の変更を除く。以下同じ。）するときも同様とする。

- ④ 政府は、総合計画を策定し、又は変更するために必要なときは、市・道知事に、総合計画の策定又は変更に必要な資料の提出を要求することができる。この場合において、資料の提出の要求を受けた市・道知事は、正当な事由がない限り、これに従わなければならない。
- ⑤ 政府は、総合計画を策定し、又は変更したときは、これを官報に告示し、市・道知事に通知しなければならない。
- ⑥ その他総合計画の策定、変更等に必要な事項は、大統領令で定める。

第8条（実施計画の策定等）

- ① 市・道知事は、当該管轄区域において総合計画を実施するための詳細な実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、環境部長官に報告しなければならない。これを変更するときも同様とする。ただし、「首都圏大気環境改善に関する特別法」第9条の規定による実施計画に、この法律の規定による総合計画が反映されたときは、この法律の規定による実施計画を策定したものとみなす。
- ② 市・道知事は、毎年、実施計画の推進実績を、環境部長官に報告しなければならない。
- ③ 環境部長官は、第2項の規定により報告を受けた実施計画の推進実績を取りまとめ、第10条の規定による粒子状物質特別対策委員会に報告しなければならない。
- ④ その他実施計画の策定、実施及び推進実績の報告等に必要な事項は、環境部令で定める。

第9条（推進実績報告書の提出）

環境部長官は、第8条第2項の規定により報告を受けた実施計画の推進実績を取りまとめた推進実績報告書を作成し、国会に提出しなければならない。

第10条（粒子状物質特別対策委員会の設置）

- ① 粒子状物質の低減及び管理を効率的に推進するため、國務総理の下に粒子状物質特別対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- ② 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 1. 総合計画の策定及び変更
 2. 実施計画の推進実績の点検及び評価
 3. 粒子状物質等の排出の低減及び管理
 4. 粒子状物質による国民の健康〔への影響〕の管理
 5. 粒子状物質の低減のための対応要領等の国民への提案及び実践事項
 6. 粒子状物質の低減及び管理のための国際協力
 7. 粒子状物質等の低減及び管理のために必要な事項であって、大統領令で定めるもの
 8. その他委員長が必要と認め、討議に付す事項

(11) 各広域自治体（日本の都道府県又は政令指定都市に相当）の長を指す。なお、特別市はソウル特別市を、広域市は釜山（プサン）、大邱（テグ）、仁川（インチョン）、光州（クァンジュ）、大田（テジョン）及び蔚山（ウルサン）の6つの広域市を、特別自治市は世宗（セジョン）特別自治市を、道は京畿（キョンギ）道、江原（カンウォン）道、忠清（チュンチョン）北道、忠清南道、全羅（チョルラ）北道、全羅南道、慶尚（キョンサン）北道及び慶尚南道を、特別自治道は済州（チェジュ）特別自治道を、それぞれ指す。韓国の地方自治制度については、以下の資料を参照。森法子・申斗燮『韓国の地方自治—2015年改訂版—』自治体国際化協会、2015.12. <<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/j52.pdf>>

第11条（委員会の構成）

- ① 委員会は、委員長を含む40人以内の委員で構成し、委員は、当然職⁽¹²⁾委員及び委嘱委員とする。
- ② 委員会の委員長は、国務総理、及び第4項の規定による委員のうち大統領が指名する者〔の2人〕とする。
- ③ 当然職委員は、大統領令で定める関係中央行政機関の長とする。
- ④ 委嘱委員は、粒子状物質に関する知識及び経験の豊富な者のうち、委員長が委嘱するものとする。
- ⑤ その他委員会の構成及び運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第12条（粒子状物質改善企画団の設置）

- ① 粒子状物質の低減及び管理を円滑に推進し、委員会の事務及び運営を効率的に支援するため、国務総理の下に粒子状物質改善企画団を設置する。
- ② 第1項の規定による粒子状物質改善企画団の構成及び運営に必要な事項は、大統領令で定める。

第13条（実態調査の実施等）

- ① 環境部長官は、粒子状物質政策の策定に必要な粒子状物質の排出実態等を把握するため、大統領令で定めるところにより、実態調査を行うことができる。
- ② 環境部長官は、第1項の規定による実態調査に関連して、関係中央行政機関の長及び地方公共団体の長に、必要な資料の提出等を要請することができる。
- ③ 第2項の規定により要請を受けた関係中央行政機関の長及び地方公共団体の長は、正当な事由がない限り、その要請に従わなければならない。

第14条（粒子状物質関連国際協力）

政府は、粒子状物質等の低減及び管理のため、次の各号に掲げる事項を、関係国と協力して推進するよう努力しなければならない。

1. 国際的な次元における粒子状物質等の調査研究及び研究結果の普及
2. 外国又は国際機関との粒子状物質関連分野の技術、人材及び情報の国際交流
3. 越境粒子状物質等の監視体制の構築
4. 越境粒子状物質による被害防止のための財源の確保
5. 国際社会における粒子状物質の被害防止のための教育及び広報活動
6. 国際会議、学術会議等の各種行事の開催及び参加
7. その他国際協力のために必要な事項

第15条（長距離移動粒子状物質の排出源の現況把握）

環境部長官は、長距離移動粒子状物質の経路、濃度等を把握するため、関連行政機関の長に協力を要請することができ〔るとともに〕、航空機、船舶等に粒子状物質測定装置を設置することができるよう、関連事業者等に要請することができる。

第16条（粒子状物質関連研究開発）

政府は、粒子状物質の測定及び予報、粒子状物質の効率的な低減及び管理、国民の健康の保護等のために必要な研究開発を、直接遂行し、又は支援することができる。

(12) 当該委員会に関連する職にある者が当然に就くものとして最初から割り当てられている委員。

第 17 条（国家粒子状物質情報センターの設置及び運営）

- ① 環境部長官は、粒子状物質等の排出量関連情報の収集、分析及び体系的な管理のため、国家粒子状物質情報センター（以下「情報センター」という。）を設置し運営することができる。
- ② 情報センターは、次の各号に掲げる事業を遂行する。
 1. 粒子状物質等の排出量算定のための情報及び資料の収集及び分析
 2. 粒子状物質等の排出量算定及びこれに関連する統計管理
 3. その他粒子状物質等の排出量算定のために環境部令で定める事項
- ③ 第 2 項の規定による粒子状物質等の排出量情報に関連する関係機関及び排出施設の管理者等は、正確な粒子状物質等の排出量算定のための統計資料の作成及び情報提供等に積極的に協力しなければならない。
- ④ その他情報センターの設置及び運営、統計資料及び統計情報の管理方法等に必要な事項は、環境部令で定める。

第 18 条（高濃度粒子状物質非常低減措置）

- ① 市・道知事は、環境部長官が定める期間、微小粒子状物質の予測濃度が、環境部令で定める基準⁽¹³⁾に該当するときは、粒子状物質を低減させるため、次の各号に掲げる非常低減措置を実施することができる。ただし、環境部長官は、2 以上の市・道に広域的に非常低減措置が必要なときは、当該市・道知事に非常低減措置の実施を要請することができ、要請を受けた市・道知事は、正当な事由がない限り、これに従わなければならない。
 1. 大統領令で定める営業用等の自動車を除く自動車の運行制限
 2. 「大気環境保全法」第 2 条第 11 号の規定による大気汚染物質排出施設のうち、環境部令で定める施設の稼働時間の変更、稼働率の調整又は同法第 2 条第 12 号の規定による大気汚染防止施設の効率改善
 3. 飛散粉じん発生事業のうち、建設工事現場の工事時間の変更又は調整
 4. その他非常低減措置に関連して大統領令で定める事項
- ② 市・道知事は、第 1 項の規定による非常低減措置を実施するときは、関連機関の長又は事業者に、大統領令で定めるところにより、休業、弾力的勤務制度等を勧告することができる。
- ③ 第 1 項の規定により非常低減措置の要求を受けた者は、正当な事由がない限り、これに従わなければならない。
- ④ 第 1 項の規定による非常低減措置の対象地域、発令基準、発令期間、発令手続等に係る必要事項は、大統領令で定める。ただし、第 1 項第 1 号の規定に該当する自動車の運行制限の方法、対象地域、対象車両、発令時間、発令手続等に係る必要事項は、市・道の条例で定める。

第 19 条（非常低減措置の解除）

- ① 市・道知事は、非常低減措置の発令事由がなくなったときは、非常低減措置を直ちに解除

(13) 環境部が 2018 年 9 月 13 日に公表した「粒子状物質の低減及び管理に関する特別法施行規則制定案」によると、
 ①非常低減措置発令前日の微小粒子状物質の濃度が 50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過し、かつ発令当日の微小粒子状物質の 24 時間平均濃度が 50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過することが予想される場合、②非常低減措置発令前日に微小粒子状物質の注意報又は警報が発令され、かつ発令当日の微小粒子状物質の 24 時間平均濃度が 50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過することが予想される場合、③発令当日の微小粒子状物質の 24 時間平均濃度が 75 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過することが予想される場合の 3 つが規定されている。「미세먼지 저감 및 관리에 관한 특별법 시행규칙 제정 (안) 입법예고」국민참여입법센터ウェブサイト <<https://opinion.lawmaking.go.kr/gcom/ogLmPp/49310>>

しなければならない。

- ② その他非常低減措置の解除の要件及び手続等に必要な事項は、環境部令で定める。

第20条（非常低減措置の結果の報告等）

- ① 市・道知事が非常低減措置を発令したときは、その発令日から30日以内に、環境部令で定めるところにより、措置の結果を環境部長官に報告しなければならない。
- ② 環境部長官は、第1項の規定により報告を受けた措置の結果について総合評価を実施し、その結果を当該市・道知事に通知しなければならない。
- ③ 第2項の規定による総合評価の方法及び手続等に必要な事項は、環境部令で定める。

第21条（排出施設等に対する稼働調整等）

- ① 環境部長官は、季節的〔要因〕、非常時的な要因等により、粒子状物質等の排出の低減及び管理を効率的に遂行するために必要と認めるときは、大統領令で定めるところにより、関係中央行政機関の長、地方公共団体の長又は施設運営者に、「大気環境保全法」第2条第11号の規定による大気汚染物質排出施設の稼働率調整等を要請することができる。
- ② 第1項の規定による要請を受けた中央行政機関の長、地方公共団体の長又は施設運営者は、正当な事由がない限り、環境部長官の要請に従わなければならない。
- ③ その他稼働率調整の要請の方法及び手続等に必要な事項は、環境部令で定める。

第22条（粒子状物質集中管理区域の指定等）

- ① 市・道知事、市長、郡守及び区庁長⁽¹⁴⁾は、粒子状物質汚染が深刻と認められる地域のうち、子供、老人等が利用する施設が集中する地域を、粒子状物質集中管理区域（以下「集中管理区域」という。）に指定することができる。
- ② 市・道知事、市長、郡守及び区庁長は、集中管理区域において、環境部令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を優先的に支援することができる。
1. 「大気環境保全法」第3条の規定による大気汚染度の常時測定
 2. 散水車及び路面清掃車の集中稼働
 3. 子供等の通学車両の環境対応車への転換
 4. 学校等への空気浄化設備の設置
 5. 樹木の植栽及び公園の造成
 6. その他環境部令で定める事項
- ③ 集中管理区域の指定及び解除の要件、手続、支援方法等に係る必要事項は、環境部令で定める。

第23条（脆弱層の保護）

- ① 政府は、子供、老人等の粒子状物質に脆弱な層（以下「脆弱層」という。）の健康を保護するため、〔粒子状物質の濃度が〕一定濃度以上のときは、野外団体活動の制限、脆弱層の活動空間における従事者に対する教育等、脆弱層の保護対策を策定しなければならない。ただし、総合計画に、この法律の規定による脆弱層保護対策が反映されたときは、この法律の規定による保護対策を策定したものとみなす。
- ② 第1項の規定による脆弱層の範囲、保護対策の策定等に必要な事項は、大統領令で定める。

(14) 市長、郡守及び区庁長とは、各基礎自治体（日本の市町村に相当）の長を指す。

第 24 条 (粒子状物質簡易測定器の性能認証等)

- ① 環境部長官は、「環境分野の試験・検査等に関する法律」⁽¹⁵⁾の規定による形式承認又は予備形式承認を受けていない粒子状物質測定機器（以下「粒子状物質簡易測定器」という。）に対し、性能認証制〔度〕を実施しなければならない。
- ② 何人も、第 1 項の規定による性能認証を受けていない粒子状物質簡易測定器を製造及び輸入してはならない。
- ③ 環境部長官は、第 1 項の規定による性能認証のため、性能評価等に必要の人材及び施設を備えた法人又は団体の中から、性能認証業務を遂行する機関（以下「性能認証機関」という。）を指定することができる。
- ④ 粒子状物質簡易測定器を使用する者が、その測定結果を一般に公開するときは、環境部令で定める方法によらなければならない。
- ⑤ その他性能認証制〔度〕の対象、等級、規格、表示及び手続並びに性能認証機関の指定基準、指定手続等に係る必要事項は、環境部令で定める。

第 25 条 (性能認証の取消し等)

- ① 環境部長官又は性能認証機関は、第 24 条第 1 項の規定により性能認証を受けた粒子状物質簡易測定器が、次の各号のいずれかに該当するときは、その性能認証を取り消し、又は性能認証表示の変更を命じることができる。ただし、第 1 号の規定に該当するときは、性能認証を取り消さなければならない。
 1. 虚偽その他の不正な方法により性能認証を受けたとき。
 2. 環境部令の規定による性能認証基準に適合しないとき。
 3. 転業、廃業等の事由により、性能認証を受けた粒子状物質簡易測定器を生産することが困難と認めるとき。
 4. 第 24 条第 5 項の規定による事項に適合しないとき。
- ② 環境部長官又は性能認証機関は、第 1 項の規定により性能認証を取り消したときは、遅滞なく粒子状物質簡易測定器の製造業者及び輸入業者にその事実を通知しなければならない。ただし、性能認証機関が性能認証を取り消すときは、環境部長官にもその事実を通知しなければならない。
- ③ 環境部長官は、性能認証機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は 6 か月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることができる。ただし、第 1 号又は第 2 号の規定に該当するときは、指定を取り消さなければならない。
 1. 虚偽その他の不正な方法により性能認証機関として指定を受けたとき。
 2. 業務停止期間中に認証業務を遂行したとき。
 3. 第 24 条第 5 項の規定による性能認証機関の指定基準に適合しないとき。
- ④ その他性能認証の取消し、性能認証表示の変更、性能認証機関の指定取消し及び業務停止の細部基準等は、環境部令で定める。

第 26 条 (資料提出、検査等)

- ① 環境部長官又は市・道知事は、この法律の施行に必要と認めるときは、大統領令で定める

(15) 「환경분야 시험·검사 등에 관한 법률 (법률 제 15200 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=199546&ancYd=20171212&ancNo=15200&efYd=20181213&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

事業者等に資料を提出させ、又は関係公務員に事業場等に立ち入らせ、関係書類、施設、設備等进行检查させることができる。

- ② 第1項の規定による検査を行おうとする公務員は、検査の3日前までに、検査の日時、目的、内容等を含む検査計画を、検査対象事業者に通知しなければならない。ただし、緊急に検査しなければならないとき、又は事前通知により検査目的を達成することができないと認めるときは、この限りでない。
- ③ 第1項の規定により立入検査を行う公務員は、その権限を表示する証票を携帯し、これを関係者に提示しなければならない。

第27条（手数料）

第24条の規定により粒子状物質簡易測定器の性能認証を受けようとする者は、環境部令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

第28条（聴聞）

環境部長官は、次の各号のいずれかに該当する処分を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

1. 第25条第1項の規定による性能認証の取消し
2. 第25条第3項の規定による性能認証機関の指定取消し

第29条（権限の委任及び委託）

- ① この法律の規定による環境部長官の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を市・道知事、市長、郡守、区庁長、国立環境科学院の長又は地方環境官署の長に委任することができる。
- ② 環境部長官は、大統領令で定めるところにより、この法律の規定による業務の一部を、「韓国環境公団法」⁽¹⁶⁾の規定による韓国環境公団等の関係専門機関に委託することができる。

第30条（罰則適用における公務員の擬制）

次の各号のいずれかに該当する者は、「刑法」⁽¹⁷⁾第129条から第132条までの規定⁽¹⁸⁾ [による罰則] を適用するときは、公務員とみなす。

1. 委員会の委員のうち、公務員でない者
2. 第29条第2項の規定により委託を受けた業務に従事する法人又は団体の役員及び職員

第31条（過料）

- ① 次の各号のいずれかに該当する者は、200万ウォン⁽¹⁹⁾以下の過料に処する。
 1. 第18条第1項第2号の規定による大気汚染物質排出施設の稼働時間変更等の措置に正当な事由なく違反した者
 2. 第18条第1項第3号の規定による建設工事現場の工事時間の変更又は調整の措置に正当な事由なく違反した者
 3. 第24条第2項の規定に違反し、性能認証を受けていない粒子状物質簡易測定器を製造及び輸入した者

(16) 「한국환경공단법 (법률 제 15098 호)」 同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=199139&ancYd=20171128&ancNo=15098&efYd=20180529&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(17) 「형법 (법률 제 15793 호)」 同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=204772&ancYd=20181016&ancNo=15793&efYd=20181016&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(18) 収賄、事前収賄、第三者賄賂提供、加重収賄、事後収賄及び斡旋収賄に係る規定。

(19) 1ウォンは約0.1円（平成31年2月分報告省令レート）。

4. 第 26 条第 1 項の規定による資料の提出を行わず、又は虚偽の資料を提出した者、及び関係公務員の立入検査を忌避、妨害又は拒否した者
- ② 第 18 条第 1 項第 1 号の規定による自動車の運行制限措置に正当な事由なく違反した者は、10 万ウォン以下の過料に処する。
- ③ 第 1 項及び第 2 項の規定による過料は、大統領令で定めるところにより、環境部長官、市・道知事、市長、郡守又は区庁長が賦課し徴収する。

附則<法律第 15718 号、2018.8.14 >

第 1 条（施行日）

この法律は、公布後、6 か月が経過した日から施行する。ただし、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条、第 28 条及び第 31 条第 1 項第 3 号の規定は、公布後、1 年が経過した日から施行する。

第 2 条（委員会等の存続期間）

第 10 条から第 12 条までの規定による委員会及び粒子状物質改善企画団は、この法律の施行日から 5 年間存続する。

第 3 条（この法律の施行のための準備行為）

委員会の委員の任命又は委嘱、粒子状物質改善企画団所属職員の任命等の委員会及び粒子状物質改善企画団の設立準備は、この法律の施行前に行うことができる。

第 4 条（委員会等の存続期間延長に関する特例）

政府は、附則第 2 条の規定による委員会等の存続期間を延長しようとするときは、存続期間が満了する 1 年前に、それまでの粒子状物質の低減及び管理の実績に対する評価を実施し、その結果を国会に報告しなければならない。

（ふじわら なつと）